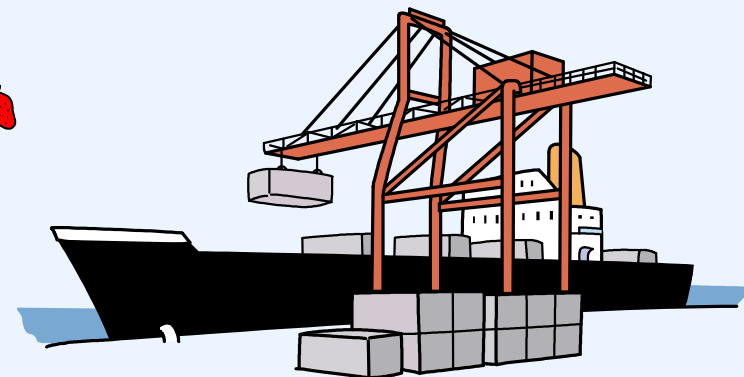
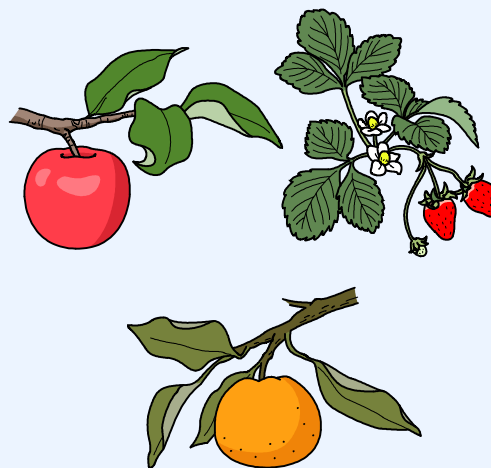
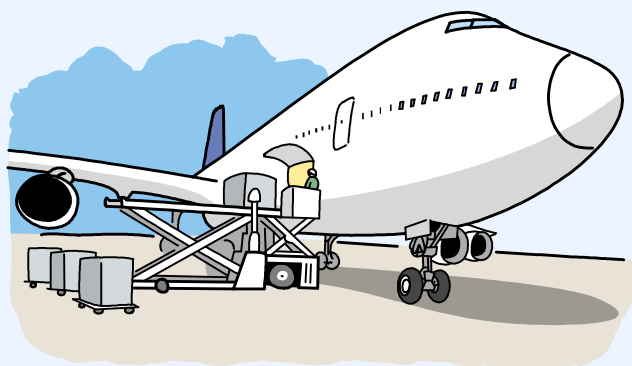


2024年7月22日

園芸作物の輸出産地形成支援に係る全国キャラバン



農産物の輸出に係る 植物検疫と残留農薬



一般社団法人 全国植物検疫協会

支援事業の概要



**農産物の輸出
まずはご相談下さい！
(課題解決支援事業お問い合わせ)**



1. 課題解決支援事業の紹介

農産物の輸出 に係る 課題解決支援 のご案内

生果実

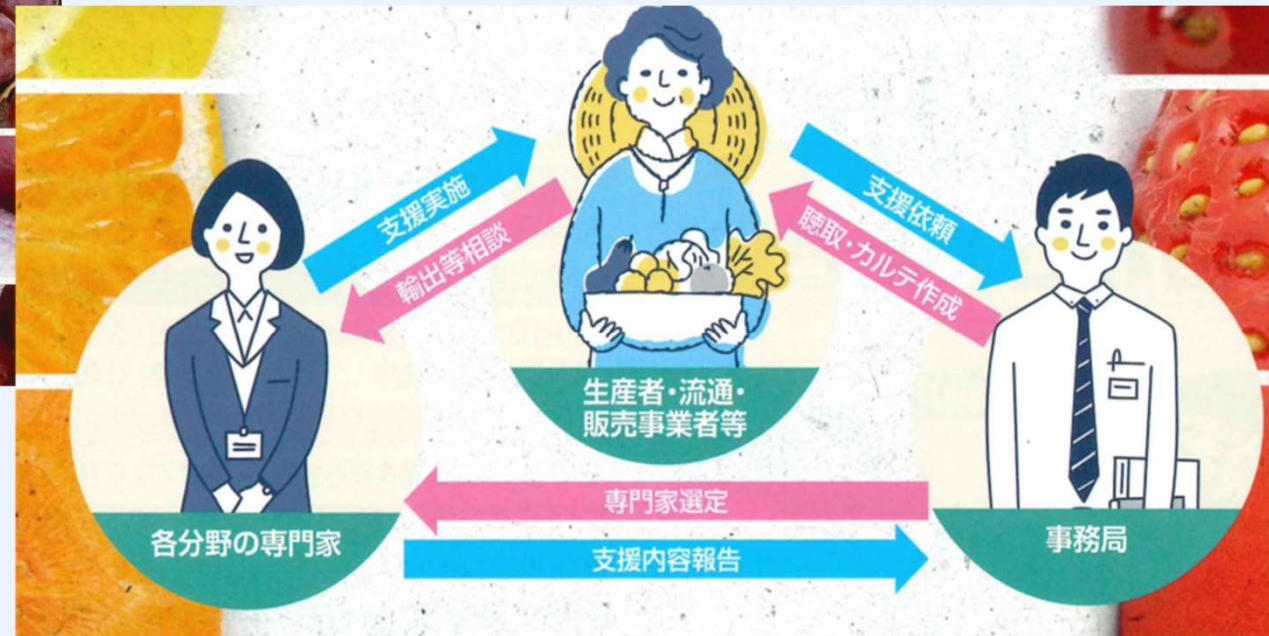
野菜

などの

農産物の輸出

お手伝いします!

生果実や野菜、お米、盆栽、切り花などの農産物を輸出する際の、
輸出先国の植物検疫条件や残留農薬基準などについて、
専門家を派遣し課題解決の支援をします。
手土産で海外に持ち出す場合もご相談ください。
ご相談や専門家派遣等に係る経費等は一切かかりません。




一般社団法人 全国植物検疫協会 では
農産物の輸出に係る
課題等の解決を支援します!



2. 課題解決支援事業の実績

年 度		2017年度 (H29年)	2018年度 (H30年)	2019年度 (R元年)	2020年度 (R2年)	2021年度 (R3年)	2022年度 (R4年)	2023年度 (R 5)
相談対 応件数	全国	153	334	238	118	145	180	379
	東海	20	30	30	20	17	20	40
品 目		生果実 (56)	野菜 (117)	生果実 (95)	野菜 (40)	生果実 (30)	野菜 (53)	野菜 (121)
		野菜 (33)	生果実 (106)	野菜 (94)	生果実 (32)	野菜 (26)	生果実 (42)	生果実 (115)
		木材 (20)	木材 (37)	栽培用植物 (24)	木材・製材 (20)	木材・製材 (22)	木材・製材、 コメ (18)	コメ (38)
相 手 国		アジア (96)	アジア (63)	アジア (160)	アジア (73)	アジア (99)	アジア (101)	アジア (204)
		欧州 (26)	未定 (63)	未定 (30)	欧州 (16)	欧州 (21)	欧州 (26)	欧州 (55)
		未定 (22)	欧州 (42)	欧州 (26)	北米・中南米 (14)	北米・中南米 (14)	北米 (21)	未定 (57)
専門家数 (名)		138	191	200	100	85	76	79

専門家の主たる専門分野：植物検疫、病虫害防除・栽培管理、農薬適正使用、流通・販売

3. 課題解決支援事業の事例-1

シンガポール向けカキ生果実の輸出に取り組む事業者

相談者の概要	大学を休学して起業した会社の代表者で、「未来へ続く農業を創り、人々の食生活を豊かにする」をビジョンに、「地域一体となって農業を活性化させ、地域からジャパングオリティを世界へ発信する」を目的に事業を展開している。
相談内容	カキ、カキ加工品、サツマイモ、サツマイモ加工品の輸出を検討しているが、輸出の経験が全くない。シンガポールで展開している百貨店と商談中。輸出に関する手続等も分からない。
支援内容	GFPの一環としてオンラインにより実施され、以下の説明を行った。 ①植物検疫、輸出植物検疫の概要 ②輸出先国の要求に基づく検査を受検しなければならないこと ③輸出先国の検疫要求は、輸出先国により内容が異なること ④青果物等の食品では、輸出先国の残留農薬に留意する必要があること
相談者の輸出状況等	シンガポールへはサンプルとして携帯品で、香港へは商社を通じてサンプルとして郵便物で輸出された。

3-2. 課題解決支援事業の事例-2

アメリカ向けにナシ生果実の輸出に取り組む生産者団体

相談者の概要	相談者は、約40名の生産者により25.3haでナシ栽培をしている生産者団体である。地方農政局、県の農林事業所が積極的な指導を行っている。
相談内容	相談者はアメリカ向けナシ生果実の検疫条件が厳しいと感じており、必要な手続き等に不安があるが、団体としても生産者としても、輸出に向け積極的に取り組む意向である。その一方で解決すべき課題がある。
支援内容	2回にわたり説明を実施。 1回目の支援では、生産園地等の登録申請に当たっての必要な手続き、残留分析結果を基に、基準値を超える農薬に対する対応について説明。 2回目の支援では、県の農林事務所が検討された代替農薬（案）について、農薬の専門家から支援し、さらに、特定の病害に対する薬剤耐性の問題を指摘し、交信かく乱剤について長期間効果がある使用方法を指導した。 また、アメリカにおけるバチルス製剤に対する基準について照会があり、調査し後日回答した。
相談者の輸出状況等	今年度の輸出は、サンプルとして少量を輸出することとし、栽培地検査を受検後、合格ほ場から生産された果実が、登録された選果こん包施設で梱包され、輸出された。

4. 課題解決支援事業の相談窓口

お困りごとは

**相談窓口まで
お問い合わせください**

**相談料
無料**



北海道地区	
(一社)釧路植物検疫協会内	(釧路市)070(1495)7273
小樽石狩植物検疫協会内	(小樽市)070(1548)6147
(一社)室苫植物検疫協会内	(苫小牧市)070(1359)2925
東北地区	
酒田植物検疫協会内	(酒田市) 070(3176)8427
関東地区	
(一社)日本くん蒸技術協会内	(台東区) 070(1569)3466
横浜植物防疫協会内	(横浜市) 070(1188)4961
北陸地区	
伏木富山新港植物検疫協会内	(射水市) 070(1461)5978
東海地区	
東海地区植物検疫協会内	(名古屋市) 070(1502)9038
近畿地区	
(一社)神戸植物検疫協会内	(神戸市) 070(1186)2975
(一社)大阪植物検疫協会内	(大阪市) 070(3236)8765
和歌山植物輸出入検疫協会内	(和歌山市) 070(1403)9276
中国地区	
(一社)岡山県植物検疫協会内	(倉敷市) 070(1398)2752
(一社)広島県東部植物検疫協会内	(福山市) 070(1499)7759
四国地区	
(一社)香川県植物検疫協会内	(坂出市) 070(1461)6169
九州地区	
九州植物検疫協会内	(北九州市) 070(1452)6380
沖縄地区	
沖縄植物検疫協会内	(浦添市) 070(1556)4312

課題解決支援事業のホームページ

<https://www.zenshoku-kyo.or.jp/consultation/>

植物検疫の概要



5. 植物検疫とは

日本の植物検疫は、日本の農業と緑を病害虫の被害から守るために行われています。

我が国の植物検疫は、日本の植物に被害をもたらす海外からの病害虫の侵入を防ぐために、全国の港や空港で全ての植物等を対象に**輸入検疫**が行われています。

また、諸外国の要求に応じ、輸出農産物等について生産地や港において実施される**輸出検疫**や、国内で特殊な病害虫（アリモドキゾウムシやイモゾウムシなど）のまん延を防ぐため、病害虫の発生地域からの移動制限や防除などの**国内検疫**などが行われています。

世界の国々でも自国への病害虫侵入防止のため植物検疫を実施しています。

輸出される植物については、輸出国は輸入国の規則に合致する証明書を発給することが、国際基準で定められています。

6. 植物検疫制度の目的、骨格

植物防疫法の目的

日本の農業・緑を有害な病害虫から守る。

未発生病害虫の国内への侵入・まん延防止
我が国の一部に存在する病害虫の拡散防止

諸外国の要求に基づき、有害な病害虫を出さない。



植物検疫

国際検疫

輸入検疫

- 輸入植物等の検査
- 隔離検疫
- 海外検疫

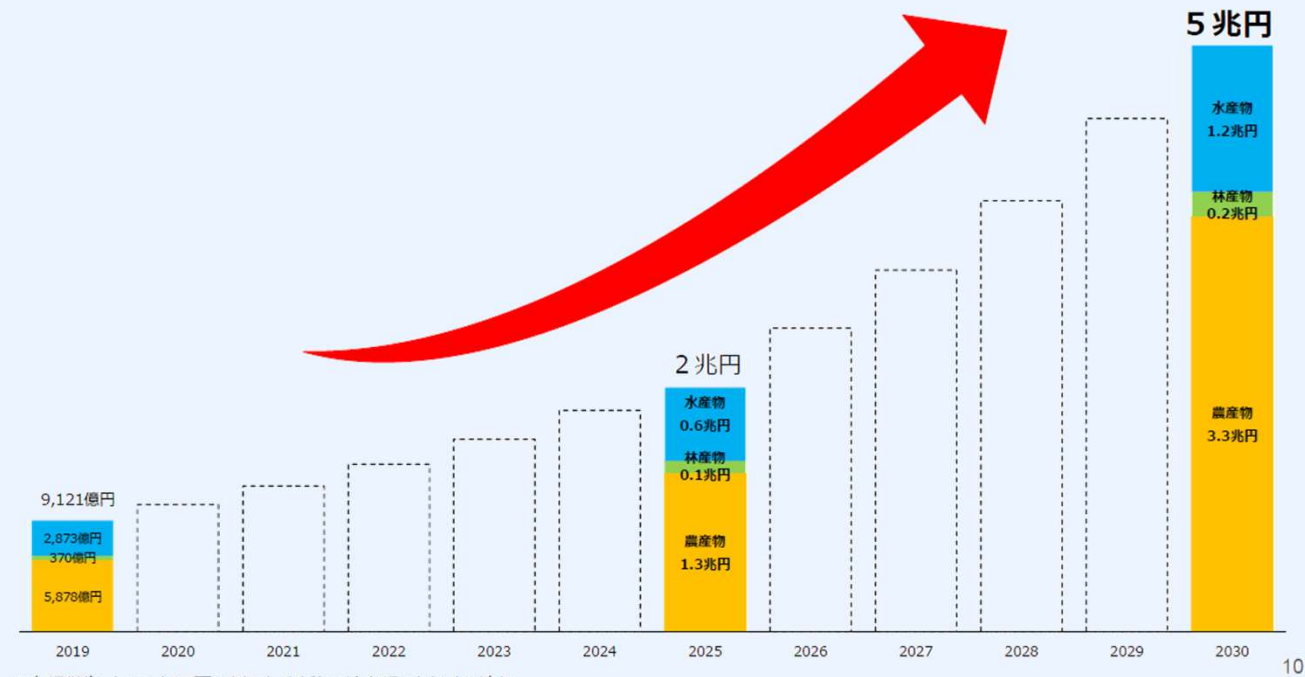
国内検疫

輸出検疫

- 国内の種苗検疫
 - 特殊病害虫対策
 - 侵入警戒調査
 - 緊急防除
- 等
- 輸出植物の検査
 - 輸出植物栽培地検査
 - 中古物品(中古農機など)の輸出検査

輸出植物検疫

農林水産物・食品の輸出額を、2025年までに2兆円、2030年までに5兆円とすることを目指す。

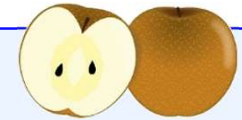
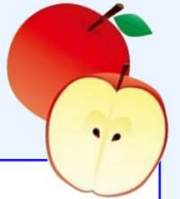


※少額貨物（1ロット20万円以下）を新たに輸出額のカウントに追加

7. 輸出検疫 (植物防疫法第10条に規定)

輸出検査の対象となる植物

輸入国が**植物**又は**物品**及びその容器包装の輸入につき、輸出国の**植物検疫証明書**を必要としているもの。



輸出検査の場所

植物防疫所。

植物防疫官が必要と認めるときは、当該植物又は物品の所在地。

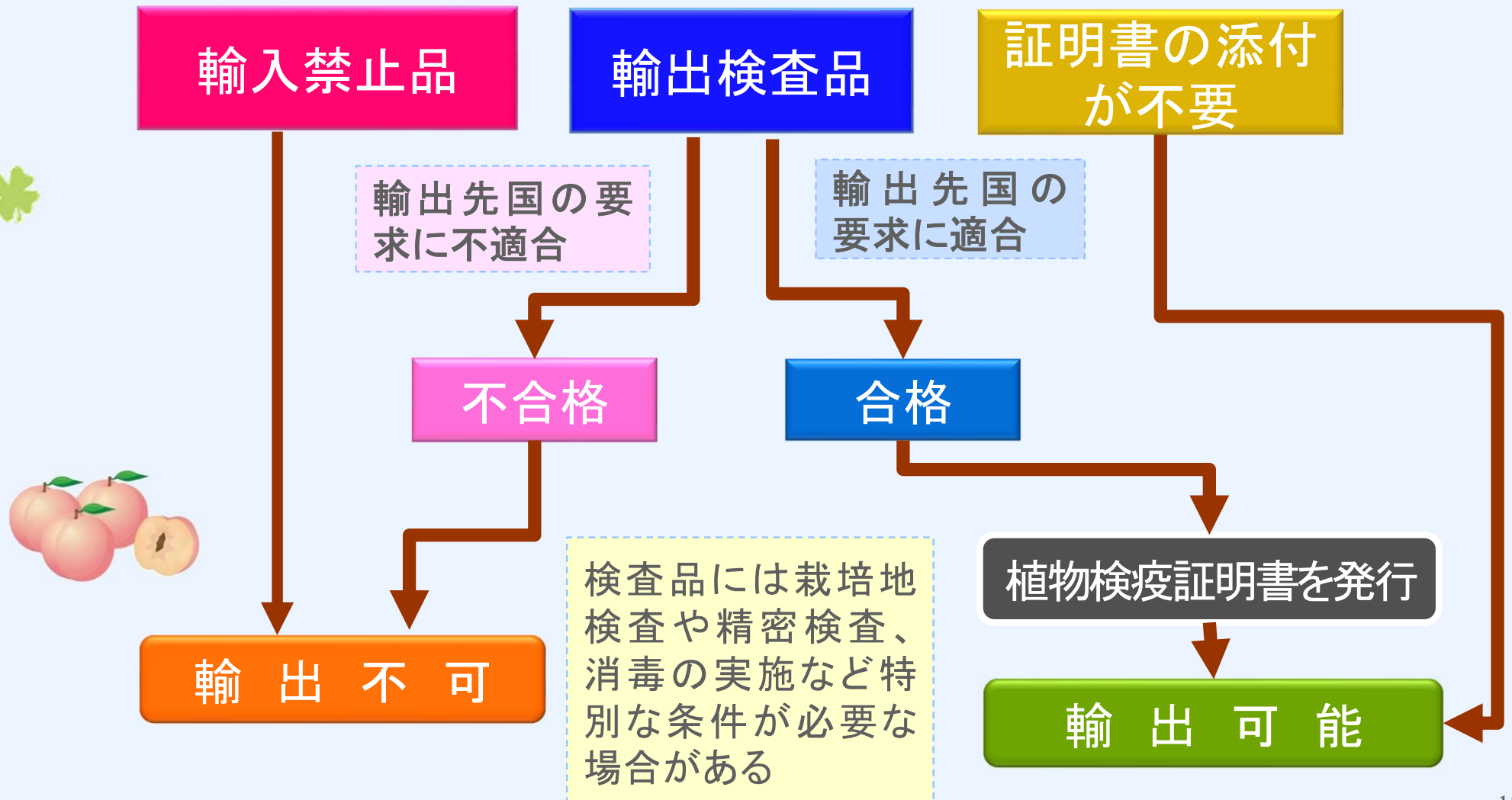
登録検査機関による検査

登録検査機関が、植物又は物品及びこれらの容器包装について、輸入国の要求に適合しているかを検査することができる。



8. 輸出検疫の流れ

輸出先国が求める条件等に基づき検疫を実施し、植物検疫証明書を発行する。



9. 植物防疫所HP掲載の植物検疫条件早見表(貨物)

諸外国に植物等を輸出する場合の検疫条件一覧(早見表):貨物編

本表は令和3年5月1日現在の情報に基づくものです。

【準準品での検疫条件はこちら】

【新保物での検疫条件はこちら】

種類	くだもの	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ	リンゴ	イチゴ	カボチャ	キュウリ	スイカ	トウガラシ	トマト	ピーマン	メロン	ネギ	ミョウガ	カンショ	ショウガ	ダイコン	タマネギ	ニンジン	ワサビ	玄米	緑茶(製茶)
輸出相手国・地域	韓国	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	台湾	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	中国	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	フィリピン	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×
	ベトナム	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×	×

【本表について】
 ・ 諸外国に植物等を輸出する場合は、輸出相手国が定める輸入に関する植物検疫制度に従う必要があります。
 ・ 本表では、輸出相手国が公表している規則等を元にして各品目に求められている検疫条件を掲載しています。
 ・ 本表に掲載されていない国、品目については、植物防疫所へお問い合わせください。
 ・ ファイル上で国名をクリックすると、その国の品目別検疫条件一覧表をWEB上で参照できます。

【表中の記号について】
 ◎: 植物検疫証明書(注1)無しで輸出できます。
 Q: 植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。
 P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。
 ☆: 二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたものののみ輸出できます。
 詳細についてはこちら
 ×: 輸出できません。
 (注1: 植物検疫証明書は輸出検査に合格すると発給されます。)
 (注2: 輸入許可証は輸出相手国より発給されます。)

諸外国に植物等を輸出する場合

種類	くだもの	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ
輸出相手国・地域	韓国	Q ^{*10-2}	Q	Q ^{*10-2}	×	×	×	Q
	台湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q
	中国	×	×	×	PQ	×	×	×
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	フィリピン	×	×	×	PQ	PQ	×	×

【表中の記号について】

- ◎: 植物検疫証明書(注1)無しで輸出できます。
- Q: 植物検疫証明書を添付すれば輸出できます。
- P: 輸出相手国の「輸入許可証(注2)」を取得する必要があります。
- ☆: 二国間合意に基づく特別な検疫条件を満たしたものののみ輸出できます。
- ×: 輸出できません。

(注1: 植物検疫証明書は輸出検査に合格すると発給されます。)

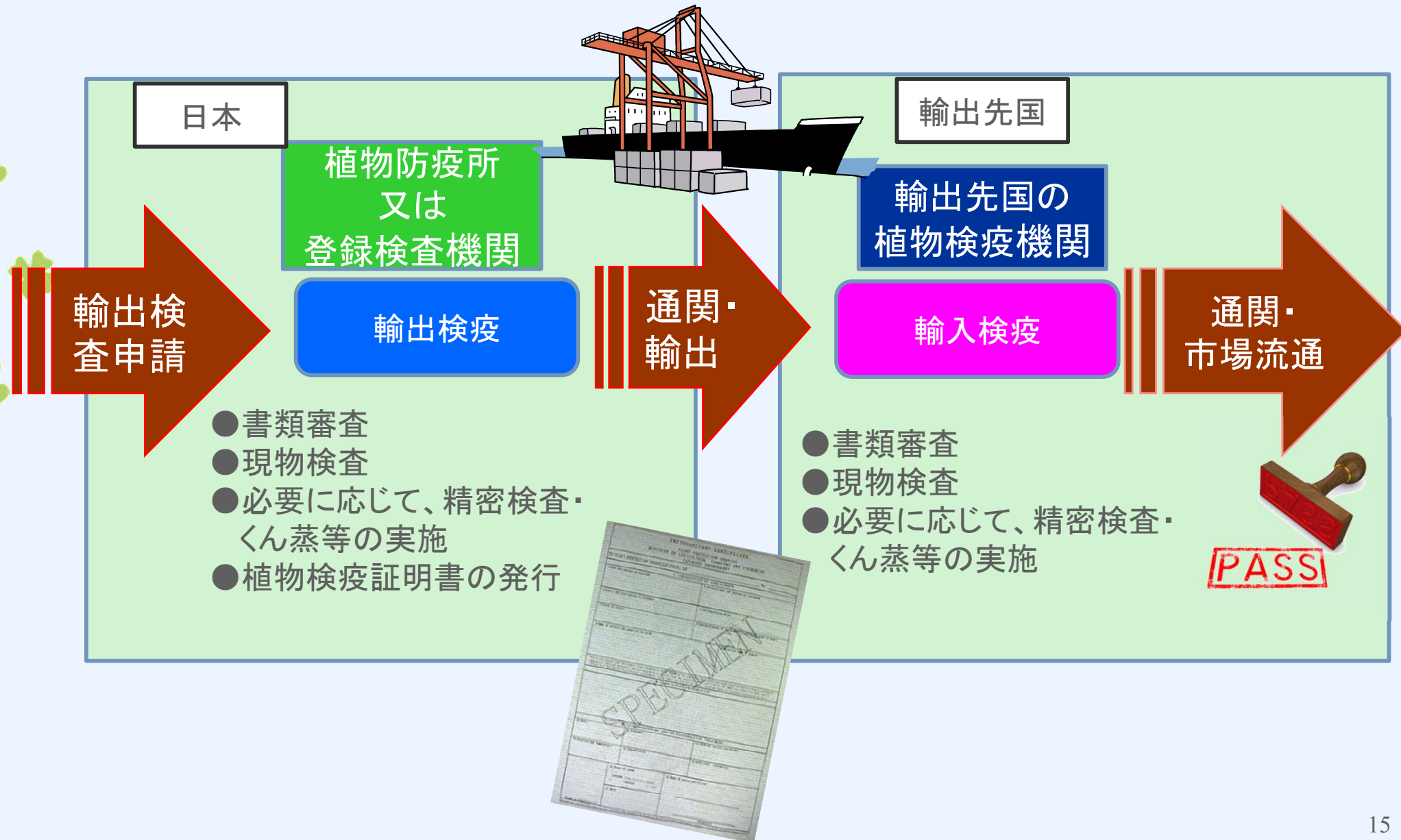
(注2: 輸入許可証は輸出相手国より発給されます。)

種類	くだもの	カキ	キウイフルーツ	サクランボ	日本ナシ	西洋ナシ	ビワ	ブドウ
輸出相手国・地域	韓国	Q ^{*10-2}	Q	Q ^{*10-2}	×	×	×	Q
	台湾	Q	Q	Q	☆	☆	Q	Q
	中国	×	×	×	PQ	×	×	×
	香港	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎
	フィリピン	×	×	×	PQ	PQ	×	×

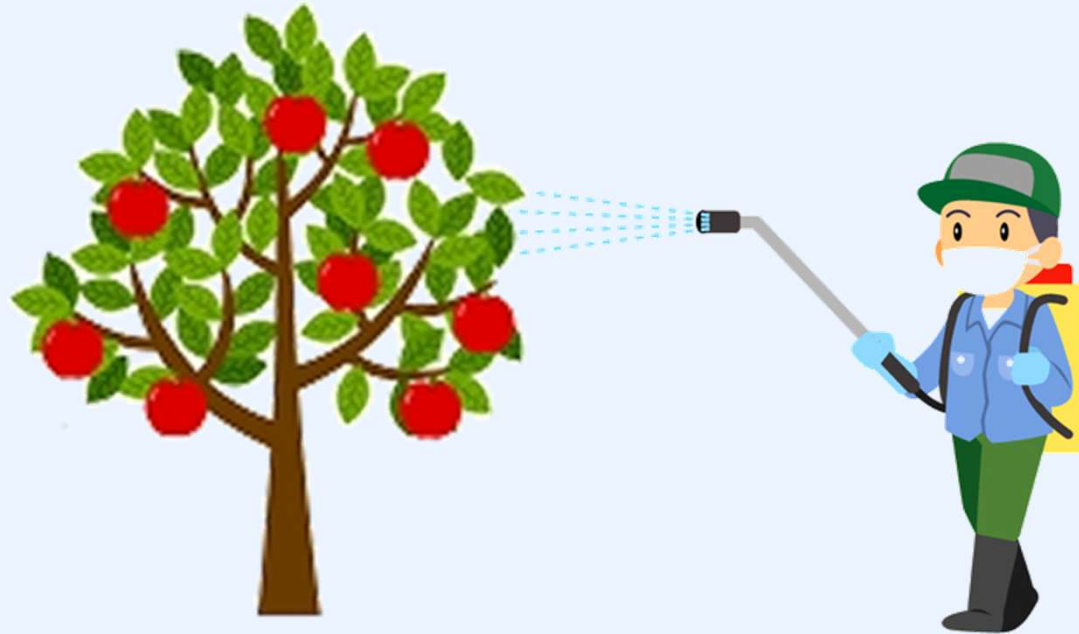
【植物の輸出相談窓口】

横浜植物防疫所業務部輸出検疫担当 TEL 045-211-7155 / FAX 045-211-2171
 名古屋植物防疫所輸出検疫担当 TEL 052-651-0114 / FAX 052-651-0115
 神戸植物防疫所業務部輸出検疫担当 TEL 078-331-2384 / FAX 078-391-1757
 門司植物防疫所輸出検疫担当 TEL 093-280-4319 / FAX 093-321-0481
 那覇植物防疫事務所輸出及び国内検疫担当 TEL 098-868-1679 / FAX 098-861-5500

10. 植物の輸出入に関する実際の流れ



残留農薬



11. 農薬の残留基準とは

- ・食品（農作物）中に含まれることが許される残留農薬の限量
- ・残留基準を超えた食品の流通は禁止されています
- ・しかし、使用基準を守り、適切に農薬を使用すれば超過することがない
- ・国により残留農薬基準値が異なる

（設定方法）

個々の残留基準値は、使用方法を遵守して農薬を適正に使用した場合の残留試験の結果を踏まえて食品安全委員会で設定されています

具体的には、以下のデータから設定

- 個々の農薬成分に設定されている**ADI**
このほか、**ARfD**(急性参照用量)も考慮している
- 各食品の摂取量調査
- 個々の農薬の使用方法
- 作物残留試験

※ ADI(一日摂取許容量)とは、ヒトがある物質を毎日一生涯にわたって摂取し続けても、健康への悪影響がないと推定される一日当たりの摂取量で、毒性試験結果から設定
(**A**cceptable **D**aily **I**ntake)

(食品安全委員会の資料などを基に作成。以下同じ)

12. 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

農林水産省HP:

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

調査対象品目、調査対象国・地域等

○ 調査対象品目（15品目）

コメ、りんご、ぶどう、もも、なし、かんきつ（かんきつ類、温州みかん）、いちご、かき、メロン、ながいも、かんしょ、茶、トマト、たまねぎ

○ 調査対象国・地域等（国際基準及び20か国・地域）

日本、Codex、香港、台湾、韓国、中国、シンガポール、マレーシア、インドネシア、タイ、ベトナム、フィリピン、インド、米国、カナダ、オーストラリア、ニュージーランド、EU、英国、ロシア、アラブ首長国連邦

○ 調査対象農薬成分：調査対象品目に対し、日本において残留農薬基準値の設定がある農薬成分

12-2. 諸外国における残留農薬基準値に関する情報

コメ



残留農薬基準値は各国・地域等のwebサイト等各種情報に基づいて作成しておりますが、正確性を保証するものではありません。本基準値は、調査時点の数値であり、そ

Pesticides name	農薬の有効成分	登録の有無	適用の有無	日本の基準値 (mg/kg)	CODEXの基準値 (mg/kg)	香港の基準値 (mg/kg)	台湾の基準値(mg/kg)	韓国の基準値 (mg/kg)	中国の基準値 (mg/kg)	シンガポールの基準値(mg/kg)	マレーシアの基準値(mg/kg)
2,4-DB	2,4-DB	×	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
2,4-D	2,4-ジクロロフェノキシ酢酸(2,4-PA)	○	○	0.1	[粗]0.1	[粗]0.1 [玄]0.1 [精]0.1	[米類]0.1	[米]0.05	基準値なし	[穀]0.2	[精]0.1
4-CPA	4-クロロフェノキシ酢酸	○	×	0.02	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
BHC	BHC	×	×	0.2	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
DBEDC	DBEDC	○	×	0.5	—	[☆]	不検出	—	—	不検出	0.01
DDT	DDT	×	×	0.2	[穀]0.1	[穀]0.1	—	—	—	[穀]0.1	[穀]0.1
EPN	EPN	×	×	0.02	—	[☆]	—	—	—	—	0.01
EPTC	EPTC	×	×	0.1	—	—	—	—	—	—	0.01
MCPA	MCPA	○	○	0.05	—	—	—	—	—	—	0.01
MCPB	MCPB	○	○	0.02	—	—	—	—	—	—	—
LINDANE	LINDANE	×	×	0.3	—	—	—	—	—	—	—
ACIDENZOLARS-METHYL	ACIDENZOLARS-METHYL	○	×	0.1	—	—	—	—	—	—	—
AZIMSULFURON	AZIMSULFURON	○	○	0.02	—	—	—	—	—	—	—
AZOXYSTROBIN	AZOXYSTROBIN	○	○	0.2	[米]5	—	—	—	—	—	—
AMISULBROM	AMISULBROM	○	○	0.05	—	—	不検出	0.01	—	—	0.01
ALDRIN and DIELDRIN	ALDRIN and DIELDRIN	×	×	0.01	[穀]0.02	—	—	—	—	—	[穀]0.02
ISOXADIFEN-ETHYL	ISOXADIFEN-ETHYL	○	○	0.1	—	[☆]	—	—	—	—	0.01
ISOTIANIL	ISOTIANIL	○	○	0.3	—	[☆]	—	—	—	—	0.01
ISOPROCARB	ISOPROCARB	×	×	0.5	—	[精]0.2	[米類]0.5	[米]0.3	[精米]0.2	不検出	0.01
ISOPROTHIOLANE	ISOPROTHIOLANE	○	○	10	[粗]6 [精]1.5	[精]1	[米類]2.0	[米]2.0	[精米]1	[粗]6 [精]1.5	[粗]6 [精]1.5
INABENFIDE	INABENFIDE	×	×	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
IPFENCARBAZONE	IPFENCARBAZONE	○	○	0.05	—	[☆]	[米類]0.02	[米]0.05	基準値なし	不検出	0.01
IPFLUFENOQUIN	IPFLUFENOQUIN	○	○	0.4	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
IPRODIONE	IPRODIONE	○	×	3.0	[粗]10	[玄]10	[米類]1.5	[米]0.2	[玄]10	[粗/玄]3	[精]10
IPROBENFOS	IPROBENFOS	○	○	0.2	—	[☆]	[米類]0.2	[米]0.2	[玄]0.5	不検出	0.01
IMAZAQUIN	IMAZAQUIN	○	×	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
IMAZALIL	IMAZALIL	×	×	0.05	—	[☆]	不検出	0.01	基準値なし	不検出	0.01
IMAZETHAPYR AMMONIUM	IMAZETHAPYR AMMONIUM	×	×	0.2	[米]0.1※1	[☆]	不検出	0.01	[粗]0.1	[米]0.1※1	[米]0.1

https://www.maff.go.jp/j/shokusan/export/zannou_kisei.html

農林水産省HPより

まとめ（農産物の輸出に当たって確認・実施すべき事項）

■ そもそも「輸出できる」のか

- ・各国の定める条件や規制を確認し、どの国に輸出するかを決める必要があること。

■ 輸出先国の植物検疫条件、残留農薬基準等に合った対応がなされているか

- ・Import Permit、Import quotaなどが必要でないか。
- ・生産園地や選果こん包施設等の登録等はないか。
- ・輸出に当たって、消毒等の措置が求められていないか。
- ・こん包表示等の規制がある場合、適切に表示しているか。
- ・輸出先国の定める残留農薬基準値を超えていないか。

■ 出荷する農産物に病虫害や土の付着はないか

- ・もちろん病虫害や土の付着しているようなものは、出荷されていないと思いますが、こん包する前に、良く確認しておくことが重要です。

■ 衛生証明や産地証明など必要はないか

- ・輸出先国、輸出品目によっては、衛生証明や産地証明などの添付が必要です。
- ・また、国によってはハラールなどにも留意が必要です。

ご清聴ありがとうございました

輸出先国の基準に適合する栽培管理を！
輸出先国、輸出植物の詳細が決まれば、
また、御不明な点があれば
支援事業にご照会を！

連絡先

一般社団法人全国植物検疫協会

〒101-0047

東京都千代田区内神田 3 - 4 - 3

伊田ビル

電話 070-1187-1520

FAX 03-5294-1525

E-MAIL : support@zenshoku-kyo.or.jp

東海地区植物検疫協会

〒455-0032

愛知県名古屋市港区入船 2 - 2 - 2 8

第2名港ビルディング4階

電話 070-1502-9038

FAX 052-661-7349

E-MAIL : tokaichiku-p.q.a@beach.ocn.ne.jp